4　準用通則法第五十条の七第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　氏名
二　支援センター役職員の地位
三　再就職の約束をした日
四　離職予定日
五　再就職予定日
六　再就職先の名称
七　再就職先の業務内容
八　再就職先における地位
（支援センターの長による報告）
第四十七条　準用通則法第五十条の八第三項の規定による報告は、毎年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この条において同じ。）、当該年度の四月一日以後遅滞なく、当該年度の前年度にされた準用通則法第五十条の六の規定による届出並びに同年度に講じた準用通則法第五十条の八第一項及び第二項の措置の内容について行うものとする。

附　則

（施行期日）
第一条　この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。次条において「通則法改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。
（事業報告書の作成に係る経過措置）
第二条　第二十条第三項の規定は、通則法改正法の施行の日以後に開始する事業年度に係る事業報告書から適用する。

別記様式第一（第四十三条関係）

再就職者から法令等違反行為の要求又は依頼を受けた場合の届出
（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の６関連）

平成　　年　　月　　日

日本司法支援センター理事長　あて

総合法律支援法第48条において準用する独立行政法人通則法第50条の６の規定に基づき、下記のとおり届出をします。

この届出書の記載事項は、事実に相違ありません。

1　届出者

（ふりがな） 氏名	支援センターにおける地位

2　法令等違反行為の要求又は依頼をした再就職者の氏名等

（ふりがな） 氏名	法令等違反行為の要求又は依頼が行われた日時 平成　　年　　月　　日　　時
勤務先営利企業等の名称	勤務先営利企業等における再就職者の地位

3　法令等違反行為の要求又は依頼の内容

別記様式第二（第四十六条第一項関係）

在職中に再就職の約束をした場合の届出
（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の７第１項関連）

平成　　年　　月　　日

日本司法支援センター理事長　あて

総合法律支援法第48条において準用する独立行政法人通則法第50条の７第１項の規定に基づき、次のとおり届出をします。

（ふりがな） 1　氏　　名	
2　支援センターにおける地位	
3　再就職の約束をした日	平成　　年　　月　　日
4　離職予定日	平成　　年　　月　　日
5　再就職予定日	平成　　年　　月　　日
6　再就職先の名称	
7　再就職先の業務内容	
8　再就職先における地位	

別記様式第三（第四十六条第二項関係）

在職中に再就職の約束をした場合の届出に係る変更届出
（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の７第１項関連）

平成　　年　　月　　日

日本司法支援センター理事長　あて

氏名

平成　　年　　月　　日付けの総合法律支援法第48条において準用する独立行政法人通則法第50条の７第１項の規定による届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

支援センターにおける地位	変更前	
	変更後	
離職予定日	変更前	
	変更後	
再就職予定日	変更前	
	変更後	
再就職先の名称	変更前	
	変更後	
再就職先の業務内容	変更前	
	変更後	
再就職先における地位	変更前	
	変更後	